

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年 1月20日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

(1) 件名

新型コロナウイルスワクチン追加接種集体会場(磯子会場)へのシャトルバス運行
(4月以降運行分)業務委託

(2) 契約内容

新型コロナウイルスワクチン追加接種の集体会場となる貴賓館、磯子駅および屏風浦駅の間でシャトルバスを運行し、接種対象者の会場アクセス向上とワクチン接種事業の効率的な運用を図る。

2 履行場所

屏風浦駅前～磯子駅バスターミナル～貴賓館(磯子区磯子3-13-1)

3 契約日

令和4年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日

5 契約金額

3,376,945円

6 契約の相手方(名称及び所在)

シティアクセス株式会社
横浜市中区新山下3-8-45

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

円滑なワクチン接種業務のため令和4年4月1日からのシャトルバス運行业務委託契約を早急に行う必要があり、当該随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者が、令和4年4月1日からのシャトルバス運行の車両・人材等の緊急対応が可能であったため選定しました。

9 所管課

健康福祉局健康安全課